

調査項目の定義と勘定科目等との関係

事業所の皆様におかれましては、調査票にご記入されるにあたり、関係する経営書類等をご参考にされていることと存じます。本調査の調査項目と勘定科目等との関係について整理しましたので、以下の1～2にご留意のうえ、ご活用ください。

- ここに記述した調査項目と勘定科目等との関係は、基本的な会計基準に基づいて整理したものです。勘定科目等の細目については、事業所ごとに多少異なっている場合があります。また、調査項目の定義と勘定科目が一致しないことがありますので、その場合には、調査票の裏面の「記入注意」にしたがって、記入をお願いします。
- 工業統計調査は、事業所ごとの実績をご報告いただくことになっています。一方、決算書類、帳簿類は、企業単位で作成を義務づけられている書類であり、本社機能を有していない事業所の場合、帳簿類等がすべて備わっていない可能性があります。その場合は、誠にお手数ですが、本社事業所に貴事業所分の数値をお問い合わせいただいた上で、貴事業所分の数値をご記入いただくようお願いいたします。

6 従業者数

2020年6月1日現在の従業者数です。

別経営の事業所や人材派遣会社から受け入れている出向者や派遣者、別経営の事業所へ出向させている人は含みます。下請会社などの請負労働者については除きます。

7 現金給与総額

事業所が2019年1月1日から12月31日までの1年間に支給した又は支給すべき給与で、税金等控除前の額(所得税、保険料、組合費などを差し引く前の額)です。

なお、別経営の事業所や人材派遣会社から受け入れている出向者や派遣者に対する支払額(出向元企業・派遣会社への支払額)、別経営の事業所へ出向させている人に対する支払額を含みます。また、貴事業所分として本社が負担している場合も含みます。

ただし、当該事業所等で製造された品物で現金の代わりに支給された現物給与及び事業主負担の法定福利費は含みません。

常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与(期末賞与等)の額

製造原価報告書の「賃金」(又は労務費)や「通勤費」、損益計算書における販売費・一般管理費の「給料」や「通勤費」などのうち、常用雇用者(送出者分は除く。)に対する基本給のほか通勤費など各種手当を含むいわゆる給与支給総額などです。また、常時勤務している役員への給与支給額を含みます。このほか、当期に支払うべき給与額を次期に繰り越し処理(貸借対照表の負債の「未払費用」)した分も含みます。

その他の給与額等

製造原価報告書の「賃金」(又は労務費)や「雑費(雑給)」、損益計算書における販売費・一般管理費の「給料」や「雑費(雑給)」などのうち、雇用者に対する退職金、給与に係る諸手当以外の手当、出向・派遣受入者に係る支払額(出向元企業・派遣会社への支払額)、臨時

雇用者に対する給与、他企業に出向させている人に対する負担額などです。

8 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

9項～13項(乙の場合は9項～11項)は消費税込みの金額で記入し、「1 税込み」に○印をつけてください。ただし、税込みでの記入ができない場合は税抜きの金額で記入し、「2 税抜き」に○印をつけてください。

9 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額

原材料使用額

燃料以外のすべての原材料(他企業の事業所へ製造、加工を委託した際に支給した原材料及び製品を含みます。転売収入以外のその他収入に用いたものも含みます。)及び工場維持管理のための材料、消耗品、購入した水などのうち、実際に使用した総使用額です。

なお、同じ企業に属する他の事業所から受け入れたものについても含みます。勘定科目等との関連では、製造原価報告書の「材料費」、「水道光熱費」及び販売費・一般管理費の「消耗品費」、「水道光熱費」などのうち、原材料使用額、消耗品使用額、水使用額です。

なお、原材料仕入高の場合、以下により原材料使用額に換算してください。

(原材料使用額 $\asymp$ 2019年年初原材料棚卸高 + 2019年年間原材料仕入高 - 2019年年末原材料棚卸高)

燃料使用額

製造原価報告書の「水道光熱費」や、損益計算書における販売費・一般管理費の「水道光熱費」などのうち、石油、ガス、石炭などの燃料費です。

電力使用額

製造原価報告書の「電力費」、「水道光熱費」や、損益計算書における販売費・一般管理費の「電灯費」、「水道光熱費」などのうち、電力使用額です。ただし、自家発電によるものは除きます。

委託生産費

自己の所有する原材料又は製品を他企業の国内事業所に支給して製造、加工を委託した場合に支払う加工賃です。支給した原材料又は製品については、原材料使用額に記入します。

勘定科目等との関連では、製造原価報告書の「外注加工費」などです。原材料を支給しないで製造を依頼した注文製造品の買取代金は除きます。

製造等に関連する外注費

事業所収入(「製造品出荷額」、「加工賃収入額」及び「その他収入額」)に直接関連する外注費で、具体的には、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品の検査・梱包、製品の設計、製品に組み込まれるソフトウェアの開発、製品の据付に係る建設業務、販売した製品の保守・修理等、当該事業所収入に関係する直接的な外注費用をいいます。

ただし、委託生産費(外注加工費)、派遣会社への支払額、固定資産に計上されるものは除きます。また、警備、清掃、福利厚生、管理事務、構外運送、広告・宣伝等の管理・販売関係の外注費用も除きます。

勘定科目等との関連では、製造原価報告書の「外注費」などのうち、外注加工費(「委託生産費」に記入)や派遣に対する支払額(派遣会社への支払額)(「その他の給与額等」に記入)、管理・販売関係の外注費を除いたものです。

転売した商品の仕入額

2019年中に売り上げた転売品(仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもので、検査・選別・洗浄・包装などの販売に伴う軽度な加工をしたものも含まれます。)に対応する仕入額です。

勘定科目等との関係では、製造原価報告書の「材料費」や、損益計算書における売上原価の「商品仕入高」などのうち、転売品の売上に対応した仕入額です。

なお、転売した商品の仕入額は、以下により計算してください。

$$(\text{転売した商品の仕入額} = 2019\text{年年初転売品在庫額} + 2019\text{年年間転売品仕入額} - 2019\text{年年末転売品在庫額})$$

10 有形固定資産

事業所が所有するすべての有形固定資産(事業所構外のものを含む。)について、年初現在高、取得額、除却・売却による減少額、減価償却額に分けたものです。なお、借用のもの、ソフトウェアなどの無形固定資産は除きます。

土 地	(年初現在高、取得額、除却・売却による減少額)
有形固定資産 計	(年初現在高、取得額、除却・売却による減少額、減価償却額)
建物、構築物	(取得額)
機 械、装 置	(取得額)
船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等	(取得額)

貸借対照表の資産の部の固定資産のうち有形固定資産(又は固定資産台帳)の内訳科目です。これら科目別の年初現在高、取得額、除却額、減価償却額です。増改築などにより帳簿価額が増加した場合、その増加分は取得額に記入しますが、資産再評価による帳簿価額の増加分は記入しません。除却・売却による減少額は、除却による帳簿価額の減少額です。

建設仮勘定の増

建設仮勘定の減

有形固定資産の建設仮勘定を設定している事業所について、借方に仕訳された金額は「増」に、貸方に仕訳された金額は「減」となります。

なお、有形固定資産以外のもの(例えば、ソフトウェアなどの無形固定資産など)及び土地は除きます。

11 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額

製造品

半製品及び仕掛品

原材料及び燃料

事業所が製造等のために所有しているものの在庫額です。他企業の事業所へ原材料を支給して製造加工させた委託生産品及び支給している原材料も含まれます。ただし、他企業の事業所が所有する原材料及び賃加工した製造品(受託加工品)、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの(転売品)の在庫額は含みません。

勘定科目等との関連では、貸借対照表の資産の部のうち流動資産の内訳科目です。年初については2019年初め、年末については2019年末のものです。

12 製造品の出荷額、在庫額等

品目別製造品出荷額

事業所で製造し出荷したもので、消費税は8項での選択に応じた金額としますが、消費税以外の内国消費税(酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税)は含めてください。

なお、自己の所有する原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させて出荷した委託生産品と、同じ企業の他の事業所へ引き渡したものは含みます。

ただし、受託加工品(他企業の所有する原材料又は製品に製造加工したもの)及び転売品(仕入れて又は受け入れてそのまま販売したものは除きます(受託加工品は加工賃収入額に、転売品はその他収入額に転売収入として記入します。))。

勘定科目等との関連では、売上帳、売上台帳の品目別の数量、金額などです。

また、事業所出荷価額ですので、売上に積込料、運賃、保険料及びその他諸掛が含まれている場合は、それを除きます。

加工賃収入額

他企業の事業所が所有する原材料又は製品に製造加工をして、2019年中に引き渡したものの対して受け取る加工賃収入です。したがって、自己の所有する原材料又は製品に加工して引き渡したものは除きます(品目別製造品出荷額に記入します。))。

勘定科目等との関連では、売上帳、売上台帳の「加工賃収入」による品目別の金額などです。

その他収入額

事業所の収入で、品目別製造品出荷額及び加工賃収入以外の収入です。ただし、知的財産収入、利子・配当などの事業外収入、有形固定資産などの売却収入は除きます。

なお、仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの(転売品)は転売収入として、ここに含まれます。勘定科目等との関連では、売上帳、売上台帳の製造品出荷及び加工賃収入以外の売上による種類別の金額などです。